

生駒市条例第13号

生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月29日

生駒市長 山下 真

生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

第1条 生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成5年12月生駒市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項を次のように改める。

- 2 事業者は、事業活動に伴って生じた一般廃棄物を本市の処理施設へ搬入するときは、あらかじめ市長の承認を受けるとともに、処分しやすいように大別し、切断、圧縮等の前処理に努めなければならない。

別表中

取扱区分			単位	手数料
特定家庭用 機器廃棄物 以外のごみ	市長が定 める事業 活動に伴 い生ずる 多量のご み	燃えるごみを 指定袋により 排出する場合	容量 70 リットルの指定 袋 1 袋につき	70 円
			容量 45 リットルの指定 袋 1 袋につき	45 円
			容量 30 リットルの指定 袋 1 袋につき	30 円
		ガラスびん、 缶、ペットボ トル、プラス チック製の容 器及び包装並 びに有害ごみ を指定袋によ り排出する場 合	容量 70 リットルの指定 袋 1 袋につき	55 円
			容量 45 リットルの指定 袋 1 袋につき	35 円
			容量 30 リットルの指定 袋 1 袋につき	25 円
	指定袋によら ない場合	10 キログラムにつき(端 数が生ずる場合は、10 キログラムとみなす。)	50 円	
上記以外のごみ	1 回につき 100 キログラ ムまで	無料		
	1 回につき 100 キログラ ムを超える分につき 10 キログラム増すごとに(端 数が生ずる場合は、10 キログラムとみなす。)	50 円		

を

取扱区分			単位	手数料
特定家庭用 機器廃棄物 以外のごみ	市長が定める事業活動に 伴い生ずる多量のごみ	10 キログラムにつき(端 数が生ずる場合は、10 キログラムとみなす。)	50 円	
	上記以外のごみ	1 回につき 300 キログラ ムまで	無料	
		1 回につき 300 キログラ ムを超える分につき 10 キログラム増すごとに(端 数が生ずる場合は、10 キログラムとみなす。)	50 円	

に

改め、同表備考中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とする。

第 2 条 生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を次のように改正する。

第 13 条第 2 項を次のように改める。

2 事業者は、事業活動に伴って生じた一般廃棄物を本市の処理施設へ搬入するときは、あらかじめ市長の承認を受けるとともに、市長が指定する袋（以下「指定袋」という。）に収納するものとする。ただし、指定袋に収納することができない場合その他市長がやむを得ないと認める場合は、処分しやすいように大別し、切断、圧縮等の前処理に努めなければならない。

別表中

取扱区分		単位	手数料
特定家庭用 機器廃棄物 以外のごみ	市長が定める事業活動に伴い生ずる多量のごみ	10 キログラムにつき(端数が生ずる場合は、10キログラムとみなす。)	50 円

を

取扱区分			単位	手数料
特定家庭用 機器廃棄物 以外のごみ	市長が定める事業活動に伴い生ずる多量のごみ	燃えるごみを指定袋により排出する場合	容量 70 リットルの指定袋 1 袋につき	121 円
			容量 45 リットルの指定袋 1 袋につき	76 円
			容量 30 リットルの指定袋 1 袋につき	51 円
	ガラスびん、缶、ペットボトル、プラスチック製の容器及び包装並びに有害ごみを指定袋により排出する場合		容量 70 リットルの指定袋 1 袋につき	89 円
			容量 45 リットルの指定袋 1 袋につき	55 円
			容量 30 リットルの指定袋 1 袋につき	37 円
		指定袋によらない場合	10 キログラムにつき(端数が生ずる場合は、10キログラムとみなす。)	100 円

に、

動物の死体	犬・猫等	1 匹につき	500 円
-------	------	--------	-------

を

動物の死体	犬・猫等	1 匹につき	2,000 円
-------	------	--------	---------

に

改め、同表備考中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 有害ごみとは、乾電池、蛍光管その他市長が指定するものをいう。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年10月1日から施行する。ただし、第1条の規定及び次項の規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定による改正後の生駒市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の規定による手数料（指定袋により排出する場合のものに限る。）の徴収その他の行為は、平成24年10月1日前においても行うことができる。